

壱岐家畜保健衛生所動物体焼却炉ばく露防止解体撤去業務委託仕様書

1 本仕様書は壱岐家畜保健衛生所動物体焼却炉ばく露防止解体撤去業務委託の仕様書である。

2 本業務対象焼却炉は下記①②関係法令規定以下の規模のものであるが、施工計画は作業者及び周辺へのばく露防止の観点から関係法令等に準拠して施工すること。

① 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」厚生労働

省基発第401号（平成13年4月）

② ダイオキシン類対策特別措置法

③ 大気汚染防止法に基づく建築物解体に伴う石綿飛散防止の規制

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

⑤ 労働安全衛生法

⑥ その他関係法令等

3 安全衛生管理体制

① 作業指揮者の選任

労働安全衛生規則第592条の6に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任すること。

② 特別教育の実施

解体業務に従事する労働者に対して、労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程に定めるところにより次のとおり特別教育を行うこと。

・ダイオキシン類作従事者

科目	範囲	時間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	0.5時間
作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順 ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置 作業環境改善の方法 洗身及び身体等の清潔の保持の方法 事故時の措置	1.5時間
作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	0.5時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	1時間
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	法令及び安衛則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露防止するため当該業務について必要な事項	0.5時間

・石綿取扱作業従事者

科 目 ・ 範 囲	時 間
石綿等の有害性	0.5時間
石綿等の使用状況	1.0時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1.0時間
保護具の使用方法	1.0時間
その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項(関係法令等)	1.0時間

4 解体の方法

① 分解作業

作業時作業員は防塵マスクを着用し、分解箇所ごとに発生する開口部はシート養生等により粉塵等の飛散防止対策を行う。

② 炉内除染作業

炉内残地物（燃えがら、灰等）があった場合は、セキティゾーン設置ののち炉用集塵機を稼働し作業員保護具はレベル1相当（石綿等についてはレベル3相当）着用にて行う。
残地物撤去後の炉内表面付着物については水洗いにて除去を行い、洗浄作業員保護具はレベル3、相当着用にて行う。

なお付着物除去確認は、作業前後の写真記録及び石綿作業主任者及びダイオキシン類作業指揮者による目視とする。

③ 粉塵飛散防止対策

煙突等の分解作業は事前に内側を十分に湿潤化させ分解作業中の粉塵飛散抑制を図る。
分解時に発生した開口部はシート等により養生を行う。
また、除染後の解体は解体物湿潤化を適時行い発塵を抑える。

④ 解体作業

耐火物解体作業は人力によるものとし、耐火物解体後の外板等金属については搬出可能な大きさに切断を行う。
汚染物除去前は極力溶断作業は行わないものとするが、やむを得ず使用する場合は粉塵の発生する作業等は中断し、適正保護具着用の上、行う。

⑤ 保護具について

除染時除染作業者を除き、作業保護具はレベル1（石綿等についてはレベル3）とし、呼吸保護具については防塵フィルターを取り付けたものを使用する。

5 施工範囲及び提出書類等

- ① 解体作業管理区域は、第1（石綿等は第3）管理区域とし、廃棄物は、判定基準値を超えないものとする。
汚染耐火物サンプリング調査結果の数値が第1（石綿等は第3）管理区域を超えた場合、又は特別管理産業廃棄物扱いとなった場合は費用等を長崎県と受注者で協議とする。
- ② 撤去範囲は、焼却炉、電動引込ウインチ、油タンク（防油堤は除く）、油配管、2次側電気配線配管、雨仕舞カバーとする。
- ③ 作業用電源及び水道は、発注者より支給とする。
- ④ 事前に工程表等を証明すること。
- ⑤ 受注者が業務後に提出する書類は、汚染耐火物サンプリング調査結果報告書、作業環境測定結果報告書、汚染物除去完了報告書、石綿類・ダイオキシン類管理区域作業記録、機械・工具始業前点検表、保護具チェックシート・作業管理表、建設廃棄物処理委託契約書の写し、マニフェスト表の写し、解体・撤去写真及び処分状況の写真とする。

6 撤去機種（添付資料）

NS-26SDL型 (株) 不二越製